

平成27年9月
尼崎市 長

工事請負契約における技術者の適正配置について

1 技術者の適正な配置について

工事の受注者は、入札のしおり(工事)にも記載しておりますが、次の事項を必ず遵守してください。

- (1) 下請契約の請負代金の額の合計額が 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上となる場合には、建設業法第 26 条第 2 項の規定により、監理技術者を配置してください。なお、特定建設業の許可を持っていない者は、建設業法第 16 条の規定により、下請契約の請負代金の額の合計額が 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上となることはできません。
- (2) また、契約金額が 2,500 万円(建築一式工事の場合は 5,000 万円)以上の場合、主任技術者及び監理技術者は専任で配置することが必要です。

なお、配置する主任技術者及び監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の申込があった日(指名競争入札にあっては入札の執行日、随意契約にあっては見積書の提出日)以前に3か月以上の雇用関係)があることが必要です。

2 不適正な技術者の配置について

「1 技術者の適正な配置について」の記載事項を遵守しない場合は、契約解除(尼崎市工事請負契約約款第 47 条第 1 項第 3 号)、損害賠償(尼崎市工事請負契約約款第 47 条第 2 項・第 3 項)や入札参加停止措置の対象となります。

また、建設業法に違反することになりますので、当該建設業の許可行政庁(国土交通大臣又は都道府県知事)へ通報します。この場合、営業停止等の処分の対象となる可能性があります。